

Newsletter

16 January 2019

目次

アジア諸国における最新の贈収賄法制及び摘発事例

1. インドネシア
2. マレーシア
3. フィリピン
4. シンガポール
5. 台湾
6. タイ
7. ベトナム

Asia Focus Newsletter vol. 3

ベーカー&マッケンジー法律事務所 アジア・フォーカスチームは、アジア・太平洋地域の17の事務所からなる、ベーカーマッケンジーのネットワークを最大限に活かし、アジア全域へ進出・事業拡大を検討する日本企業に対し、コーポレート、M&A、ファイナンス、紛争解決等、幅広い分野においてシームレスなリーガルサービスを提供しております。

今号では、近時注目を集めるアジア各国の最新の贈収賄法制及び摘発事例についてご紹介します。

アジア諸国における最新の贈収賄法制及び摘発事例

アジアの発展途上国で事業展開を行うにあたり、汚職リスクは避けられないところであり、弊所でも実際にアジア諸国の現地子会社における贈賄防止対策、贈賄リスクに関するコンプライアンス調査、発覚した場合の対応に関する相談も多数いただいている。世界各国の腐敗認識指数に関するトランスペアレンシー・インターナショナルの2017年度の調査（注¹）でも、世界180ヶ国・地域中、インドネシア及びタイは96位、ベトナム107位、フィリピン111位と、アセアン諸国の日本企業の進出が活況な国々においても汚職リスクは高いと評価されている。

実際に、日本企業が関与した贈賄案件として、ベトナムのODA案件に絡むPCI事件（2009年）や日本交通技術事件（2015年）は、贈賄金額も多額であり、ベトナム国内においても外国企業による重大な贈賄事件として取り上げられている。また、昨年、日本で初めて司法取引制度が適用されたタイの発電所建設をめぐる現地役員への贈賄疑惑も、記憶に新しい。

国によっても程度が異なるが、贈答文化、贈賄が根付いた商習慣、役人からの露骨な金品要求が蔓延する中で、一律に贈賄防止対策を徹底した上で事業展開を行う難しさもあるだろう。しかし、アジア諸国では、ここ数年で贈賄を厳格に罰する方向への法令改正も進められていることが見受けられ、今後の現地当局の取締り動向も注視し、汚職リスク対策を講じる必要がある。

以下の表では、各国別に、贈収賄に関する一般的な法規制、贈賄とされない利益供与の基準、私人間贈賄に対する規制、外国公務員への贈賄禁止の有無、近時の摘発事例の概要をまとめた。

本ニュースレターに
関するお問い合わせ先

asia.tokyo
@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

¹ トランスペアレンシー・インターナショナル
https://www.transparency.org/news/feature/corruption_perceptions_index_2017

国	法制度	国家公務員への贈賄	国家公務員への贈賄とならない利益供与制度の有無・基準	私人間贈賄	外国公務員への贈賄禁止制度	摘発事例・その他
インドネシア	贈賄防止 (Anti Bribery Law) 汚職防止法 (Anti-Corruption Law)	個人の場合 (i) 最高 5 年間の懲役又は (ii) 最低 5,000 万ルピア、最高 2 億 5,000 万ルピアの罰金。 企業の場合罰金あり。	公務員に供与される一切の利益は賄賂に該当し、特段例外規定はなし。	規制なし ただし、当該行為が刑法上の詐欺罪など他の犯罪の構成要件に該当する場合には、犯罪とされる場合がある。	具体的には規制されていないが、汚職行為の目的が公益に悪影響を与えることが証明できる場合には、汚職行為防止法の規定は、外国公務員の汚職行為に対しても適用される。	2016 年最高裁判所規則第 13 号は、企業の刑事責任を判断する際に用いる基準として、企業がコンプライアンスプログラム等の措置を講じているかという判断基準を導入したため、企業は、汚職行為のリスクを軽減するためにも、コンプライアンスプログラムを実施することが推奨される。
マレーシア	マレーシア汚職防止委員会法 公務員の贈答品に関するガイドライン	重大な収賄事案では、20 年以下の懲役及び供与された金銭等の 5 倍の額又は 10,000 リンギのいずれか高い額の罰金が科せられる。 一般的な事案では、10,000 リンギ以下の罰金若しくは 2 年以下の懲役又はこれらの併科とされている。 法改正により法人に対して無過失責任を科す罰則が新たに設けられた (2020 年 6 月 1 日より施行。)。かかる規定によれば、供与された金銭等の 10 倍の額又は 100 万リンギのい	法令上の定めはないが、ガイドライン上は利益受領者の月収の 1/4 を超える額又は 500 リンギのいずれか低い額を超える贈答品については単純な贈答の目的とは解されないとされている。	国家公務員への贈賄と同様の刑罰が科される。 左記の通り、法人に対する刑罰が新設された。	国家公務員への贈賄と同様の刑罰が科される。 左記の通り、法人に対する刑罰が新設された。	一般的な傾向として、取り締まりは厳格。 近時の摘発例としては以下の 2 件を含む多数の事案がある。 エンジニアリング会社の本部長が、請負業者から約 17.8 万リンギ相当の家具及びブランド時計を受け取った事案において、当該本部長に対し 2 年間の懲役及び約 89 万リンギの罰金が科せられた事例。 私人であるビジネスマンが、土地の公的証明書の発行に関して賄賂を収受したとして、2 年半の懲役及び 275 万リンギの罰金 (期日までに当該罰金を支払えない場合には懲役 1 月が追加。) が科された事例。

国	法制度	国家公務員への贈賄	国家公務員への贈賄とならない利益供与制度の有無・基準	私人間贈賄	外国公務員への贈賄禁止制度	摘発事例・その他
		ずれか高い額以上の罰金が科されうる。また、当該法人の役員等は、反対の証明をしない限り、当該法人の犯した贈賄に関与していたものとみなされることとされている。				
フィリピン	改正刑法 (The Revised Penal Code, Republic Act No. 3815) 汚職防止法 (The Anti-Graft and Corrupt Practices Act, Republic Act No. 3019) 公務員職務倫理規程 (The Code of Conduct and Ethical Standards for Public Officials and Employees, Republic Act 6713)	個人に対して刑事罰の適用あり(贈賄目的により罰金から懲役最長 12 年)。 法人に対する刑罰はない。	原則として、利益の多寡に関わらず、賄賂に該当する。 但し、公務員職務倫理規程には、職務関連性を欠く少額贈与の例外がある。この例外につき、フィリピン最高裁は、クリスマスパーティー用の豚肉を購入するために裁判所職員に対し現金 1,500 ペソ(約 3,100 円)を供与したことは、贈賄に該当しないと判断した(2006 年 6 月 21 日判決)。	刑事罰の適用なし。	刑事罰の適用なし。	一般的な傾向として、取り締まりは厳格ではない。 2018 年 5 月 28 日、Duterte 大統領は、新法(Ease of Doing Business and Efficient Government Service Delivery Act, Republic Act No. 11032)に署名し、いわゆるフィクサー(公的地位の有無を問わず、何らかの利益を見返りに公的サービスの実行に影響力を行使する者)に対する罰則を強化した。
シンガポール	汚職防止法 (The Prevention of Corruption Act (Cap. 241)) 刑法 (The Penal Code, (Cap. 224) (the "PC")) 贈収賄、薬物密売その他重大犯罪(利益没収)	個人か法人かを問わず、汚職防止法に違反した場合は、100,000 シンガポールドル以下の罰金若しくは 5 年以下の懲役又はその両方。	汚職防止法において汚職の定義が規定されているが、実際の行為が汚職行為に該当するかは、基本的に個別の事案毎に判断され、明確な基準は存在しない。	個人か法人かを問わず、汚職防止法に違反した場合は、100,000 シンガポールドル以下の罰金若しくは 5 年以下の懲役又はその両方。	個人か法人かを問わず、汚職防止法に違反した場合は、100,000 シンガポールドル以下の罰金若しくは 5 年以下の懲役又はその両方(ただし、違反者がシンガポール国民である場合に限る。)	シンガポール政府は 2018 年に刑事司法改革法案を可決したが、同法案によって刑事訴訟法が改正され、検察官は汚職行為をした法人との間で起訴猶予合意(Deferred Prosecution Agreement)を締結することが可能となった。当該起訴猶予合意を含む一定の改正は既に施行されているが、残りについては 2019 年中に施行されることが予定されている。

国	法制度	国家公務員への贈賄	国家公務員への贈賄とならない利益供与制度の有無・基準	私人間贈賄	外国公務員への贈賄禁止制度	摘発事例・その他
	法(The Corruption, Drug Trafficking and other Serious Crimes (Confiscation of Benefits) Act (Cap. 65A))					
台湾	台湾汚職防止法 刑法 政治献金法 証券取引法 公務員廉政倫理規範 医師及び民間事業者間の関係に関するガイドライン	贈賄した個人に対して刑事罰の適用あり(贈賄目的により懲役最長7年。300万台湾ドル以下の罰金が併科されうる)。 2018年の改正により、刑の下限が罰金ではなく懲役となった。 法人に対する刑罰はない。	法律上、明確な基準なし。 ガイドライン(公務員廉政倫理規範)上、各贈答品について原則500台湾ドル以下、結婚式等の冠婚葬祭の際は3,000台湾ドル以下との規定があるほか、同一の資金源からの利益の授受は1年当たり1万台湾ドルを超えることができない。	日本の背任罪に相当する行為に加担した個人について刑罰が科される(本人の損害額・受益金額により、有期懲役から最長無期懲役。最大で5億台湾ドルの罰金が併科されうる)。 2018年の改正により、刑の下限が罰金ではなく懲役となった。 法人に対する刑罰はない。	個人に対して刑事罰の適用あり(贈賄目的により懲役最長7年。300万台湾ドル以下の罰金が併科されうる)。 2018年の改正により、贈賄目的によって刑の下限が罰金ではなく懲役となった。 法人に対する刑罰はない。	一般的な傾向として、取締りは厳格(但し、刑事罰の対象とならないガイドライン違反についてはこの限りでない)。 最近注目を集めているものとして、OBI Pharma 事件が挙げられる。台湾の最高学術研究機関である中央研究院の元院長が、抗癌ワクチン技術の供与と引き換えに大量の OBI Pharma, Inc.の株式を取得した疑いがあるとされている事件。2018年12月に証拠不十分を理由として地裁で無罪判決が下されたが、当該判決に対して検察側から控訴がなされている。
タイ	刑法 ² 反賄賂法 ³ 国家公務員による犯罪に関する法律 ⁴	刑法及び反賄賂法において、国家公務員への贈賄は犯罪とされている。刑法及び反賄賂法上、贈賄を行った個人に対しては、5年以下の懲役又は100,000 バーツ以下の罰金も	タイの法律上、贈賄とならない利益供与について明確な例外規定は存在しないため、タイ法上、このような例外は認められていないと思われる。	タイの賄賂規制は、原則として私人間の利益供与には適用されない。 もともと、当該行為が刑	反賄賂法上の贈賄に関する規定は、外国公務員及び国際機関職員に対して贈賄を行った者についても適用される。	近年、国家反賄賂委員会が、法人に要求される、賄賂を防ぐための適切な内部統制措置に関する基本的な指針を定めたガイドラインを発表した。このガイドラインの規定は、海外でのみ登録されているが、タイにおいて事業を行っている外国企業について

² The Penal Code of Thailand

³ The Act Supplementing the Constitution Relating to the Prevention and Suppression of Corruption, B.E. 2561 (2018)

国	法制度	国家公務員への贈賄	国家公務員への贈賄とならない利益供与制度の有無・基準	私人間贈賄	外国公務員への贈賄禁止制度	摘発事例・その他
	<p>政府機関への入札に関する犯罪に関する法律⁵</p> <p>汚職に関する刑事裁判所の設立に関する法律⁶</p> <p>汚職事件の手續に関する法律⁷</p>	<p>しくはその両方が科されうる。</p> <p>反賄賂法においては、当該贈賄が法人の利益のために、当該法人に関連する人物によって行われた場合には、当該法人は、賄賂を防ぐための適切な内部統制措置を置いていない限り、最高で、贈賄によって生じた損害又は贈賄によって得た利益の2倍の罰金が科されうる。</p>		<p>法上の詐欺罪など他の犯罪の構成要件に該当する場合には、犯罪とされる場合がある。</p>		<p>も適用される。</p>
ベトナム	<p>汚職防止法 (Law on Anti-Corruption, No. 55/2005/QH11, 2007年、2012年改正あり)</p> <p>新汚職防止法 (No. 36/2018/QH14, 2018年11月20日成立、2019年7月1日発効)</p> <p>刑法 (Penal Code 2015 No. 100/2015/QH13, 2017年改正あり)</p>	<p>個人に対して刑事罰の適用あり(金額により罰金から懲役最長20年)。</p> <p>法人に対する刑罰はない。</p>	<p>200万ベトナムドン(約1万円)未満であれば、賄賂に該当しない。</p> <p>非金銭的な利益であっても、賄賂には該当しうる。</p> <p>冠婚葬祭、伝統的な行事や旧正月(テト)の場合に限り、50万ベトナムドン(約2,500円)以下の贈答品を受領することは認められている。</p>	<p>2018年1月1日より、刑事罰の対象。</p> <p>贈賄対象となる「地位及び権力を有する者」につき、民間部門におけるいかなる立場の者が該当するか明確ではなく、また執行の方法も確立しておらず、現時点では、摘発事例に乏しい。</p>	<p>2018年1月1日より、刑事罰の対象。</p> <p>外国捜査機関と協働する枠組みを整備中であり、現時点では、摘発事例に乏しい。</p>	<p>日本企業によるODA案件における贈賄摘発事例が2件あり。</p> <p>PCI事件</p> <p>ベトナムにおけるコンサルティング契約受注に関し、同国公務員に対し、現金合計82万米ドルを供与した事例。本邦にて不正競争防止法違反で起訴され、同社は、7,000万円の罰金、その他同社役員らは執行猶予付き懲役刑を課された。</p> <p>日本交通技術事件</p> <p>ベトナム、インドネシア及びウズベキスタン</p>

⁴ The Act on Offenses by Officers in State Organizations or Agencies B.E. 2502(1959)

⁵ Act on Offenses Relating to the Submission of Bids to Government Agencies B.E. 2542(1999)

⁶ The Act on the Establishment of the Criminal Court for Corruption Cases, B.E. 2559 (2016)

⁷ The Act on Procedure of Corruption Cases, B.E. 2559 (2016)

国	法制度	国家公務員への贈賄	国家公務員への贈賄とならない利益供与制度の有無・基準	私人間贈賄	外国公務員への贈賄禁止制度	摘発事例・その他
						の各国の鉄道関連事業に関するコンサルタント契約の締結、履行等について、各国公務員らに対し利益供与した事例(ベトナムにおいては、合計 6,990 万円)。本邦にて不正競争防止法違反で起訴され、同社は、9,000 万円の罰金、その他同社役員らは執行猶予付き懲役刑を課された。

© 2019 Baker & McKenzie. ベーカー・マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー・マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー・マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー・マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー・マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。